

第 26 回

農業委員会総会議事録

平成 25 年 8 月 29 日(木)

幕別町農業委員会

第 26 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 25 年 8 月 29 日 (木) 午後 1 時 55 分から午後 2 時 46 分まで

2 開催場所 幕別町役場 5 階会議室

3 出席委員 (24 名)

会長	25 番	杉坂 達男
会長職務代理者	24 番	谷内 雅貴
委員	1 番	国枝 隆幸
	2 番	香西 浩志
	3 番	前川 厚司
	5 番	大道 健實
	6 番	小原喜久雄
	7 番	石川 雅洋
	8 番	尾藤 欣二
	9 番	向井 知己
	10 番	杉本 義昭
	11 番	鯖戸 英明
	12 番	田邊 忠幸
	14 番	鬼頭 良市
	13 番	高橋 秀樹
	15 番	東口 政秋
	16 番	姥原 一治
	17 番	森 勤子
	18 番	中島 孝
	19 番	白木 孝和
	20 番	岡崎 稔
	21 番	宗廣 武夫
	22 番	加藤 宏
	23 番	齊藤 一男

4 欠席委員 (名)

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員の指名
- 3) 選任委員の就任
- 4) 諸般の報告
- 5) 報告
 - 第 1 号 十勝農業委員会連合会臨時総会について
 - 第 2 号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について
 - 第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可について
 - 第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可について
 - 第 5 号 農地等一時転用に係る復元状況の報告について
 - 第 6 号 農地基本台帳整備に係る現況地目の確認について
 - 第 7 号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

5) 議案

- 第1号 農用地の買入協議に係る要請について
- 第2号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について
- 第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第6号 現況証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	高橋 宏邦
忠類支局長	天羽 徹
農地振興係長	鯨岡 健
忠類支局農地振興係長	伊藤 憲彦
農地振興係主査	佐瀬 洋美
農地振興係主事補	川本 貴士

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しております、ただいまから第26回農業委員会総会を開催いたします。
議長	次に議事録署名委員の指名を会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に3番前川委員、5番大道委員を指名いたします。よろしくお願ひします。
議長	次に諸般の報告を申し上げます。
事務局	諸般の報告につきましては特にございません。
議長	それでは報告の第1号「十勝農業委員会連合会臨時総会について」報告を申し上げます。これにつきましては、私の方から申し上げます。
議長	去る8月9日に臨時総会が開催されました。これは帶広市農業委員会の改選がありまして、帶広市農業委員会の会長の松浦会長が十勝農委連の会長でありましたから、松浦会長が退任されたために、補充の選挙を行うための臨時総会でありました。各ブロック1名ずつの選考委員が選出されまして、選考委員会を構成し、その中で会長の推薦決定をいたしました。推薦の結果、同じく帶広市農業委員会の木下美智夫会長に十勝農委連の会長をお願いすると、このように決定いたしまして臨時総会を閉じました。なおまた、道の農業会議の常任委員、これにつきましても十勝の会長が常任委員として選出されることになりますから、自動的に木下会長が北海道農業会議の常任委員にも選任をされました。以上でございます。

議長	報告第 1 号について、何かご質問等ございませんか。
	(発言なし)
議長	ないようですので、以上で報告第 1 号を終わります。
議長	次に、報告第 2 号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を報告いたします。なお、これにつきましては 1 番から 22 番まで一括説明をいたします。お願ひします。
事務局	報告第 2 号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」。農地法第 18 条第 6 項の規定により合意解約通知があつたので報告いたします。案件は、議案書 1 ページから 6 ページの 22 件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	ただいま報告第 2 号 1 番から 22 番について、説明を申し上げましたが報告内容お目通しの上、質問があればご質疑承りたいと思います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第 2 号 1 番から 22 番については報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可について」を議題といたします。報告第 3 号の説明をいたします。
事務局	報告第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可について」。農地法第 4 条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告いたします。案件は、議案書 7 ページの 7 月 30 日第 25 回総会で審議された 1 件でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。なお、記載のとおり条件を付し、平成 25 年 8 月 26 日付けで許可をしております。以上で報告を終わります。
議長	ただいま報告第 3 号について、説明を申し上げました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑がないようですから、報告第 3 号については報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第 4 号の「農地法第 5 条の規定による許可について」を議題といたします。報告第 4 号 1 番、2 番の説明をいたします。
事務局	報告第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可について」。農地法第 5 条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告いたします。案件は、議案書 8

	ページの6月27日第24回総会で審議された1件と、7月30日第25回総会で審議された1件、合わせて2件でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。なお、記載のとおり条件を付し、平成25年7月31日付けと平成25年8月26日付けでそれぞれ許可をしております。以上で報告を終わります。
議長	ただいま報告第4号1番、2番を説明を申し上げました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	それでは、質疑がないようですので、報告第4号1番、2番については報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第5号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。第5号を説明をいたします。
事務局	報告第5号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」。農地法第5条により一時転用されていた下記の農地について、農地として復元されていることを確認したので報告いたします。案件は、議案書9ページの平成24年8月1日に許可をしておりました1件でございます。平成25年7月24日付けで完了報告を受理し、8月23日の現地調査で農地として復元されていることを確認いたしました。以上で報告を終わります。
議長	ただいま報告第5号について、説明を申し上げました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第5号については報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第6号「農地基本台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。報告第6号の1番、2番、3番を説明いたします。
事務局	報告第6号「農地基本台帳整備に係る現況地目の確認について」。農地基本台帳整備に係る下記の農地の現況地目について、農地、採草放牧地以外と確認したので報告いたします。案件は、議案書10ページの3件でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。8月22日、23日の現地調査でそれぞれ農地、採草放牧地以外と確認いたしました。以上で報告を終わります。
議長	ただいま報告第6号1番から3番について、説明を申し上げました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第6号1番から3番については報告のとおり承

	認されました。
議長	次に、報告第7号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。報告第7号1番から8番について説明をいたします。
事務局	報告第7号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」。公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権に係る利用調整結果を報告いたします。1番については、町公社が今月21日に、2番から6番と8番を22日に、7番については19日にそれぞれ利用調整を行った案件であります。内容につきましては、記載のとおりでございます。以上で報告を終わります。
議長	ただいま報告第7号1番から8番について、説明を申し上げました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第7号1番から8番については報告のとおり承認されました。
議長	次に、議案第1号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。議案第1号1番から6番について、説明をいたします。
事務局	【議案第1号1番から6番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の案件は、報告第7号の幕別町農業振興公社が行った利用調整のうちの6件でございます。幕別町に対しまして農業経営基盤強化促進法第13条の2第1項に基づき要請をするものでありますので宜しくご審議のほどお願ひいたします。
議長	それでは、質疑を行います。議案第1号の1番から6番の6件でございますが質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑ないようです。採決をいたします。議案第1号1番から6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第1号1番から6番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第2号1番、2番を説明いたします。

事務局	<p>【議案第 2 号 1 番、 2 番について、議案書をもとに朗読】</p>
事務局	<p>以上の計画要請の内容は、別添調査書 1 ページに記載されており、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わりります。</p>
議長	<p>それでは、担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
16 番	<p>説明いたします。この案件につきましては、今月 22 日に町公社が利用調整を行った案件でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと考えております。詳細については、事務局の説明のとおりでございます。宜しくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。ございませんか。</p>
	<p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 1 番、 2 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	<p>【異議なしの声多数】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第 2 号 1 番、 2 番は原案のとおり決しました。</p>
議長	<p>次に議案第 2 号 3 番、 4 番について、説明いたします。</p>
事務局	<p>【議案第 2 号 3 番から 4 番について、議案書をもとに朗読】</p>
事務局	<p>以上の計画要請の内容は、別添調査書 2 ページに記載されており、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
23 番	<p>説明いたします。この案件は、今月 22 日に町公社が利用調整を行った案件でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと考えております。詳細については、事務局の説明のとおりでございます。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。ございませんか。</p>
	<p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 3 番、 4 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>

	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第2号3番、4番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第2号5番、6番について、事務局から説明いたします。
事務局	【議案第2号5番から6番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書3ページに記載されており、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
6番	この案件は、今月23日に町公社が利用調整を行った案件でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権の移転については問題ないと考えております。詳細については、事務局の説明のとおりでございますのでお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号5番、6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第2号5番、6番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第2号7番について、説明いたします。
事務局	【議案第2号7番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添調査書の4ページ上段に記載されており、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
24番	説明いたします。この案件は、今月19日に町公社が利用調整を行った案件でございます。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第2号7番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第2号8番について、事務局から説明いたします。
議長	それでは次に議案第2号8番について、説明いたします。
事務局	【議案第2号8番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書の4ページ下段に記載されており、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
6番	説明いたします。この案件は、今月22日に町公社が利用調整を行ったものでございます。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権の移転については問題ないと考えております。詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございます。宜しくお願ひいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第2号8番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第3号1番について、説明をいたします。
事務局	【議案第3号1番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添農地法第3条調査書1ページに記載されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
1 番	説明いたします。去る8月23日、杉本委員、加藤委員、事務局とで現地を確認しましたが、周辺農地への影響はないと考えております。なお詳細については、事務局の説明のとおりでございますので宜しくお願ひいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第3号1番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第3号2番について、説明をいたします。
事務局	【議案第3号2番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
8 番	説明いたします。去る8月23日、杉本委員、加藤委員、事務局とで現地を確認しましたが、周辺農地への影響はないと考えております。なお詳細については、事務局の説明のとおりでございますので宜しくお願ひいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第3号2番は原案のとおり決しました。
議長	次に提案される議案が、前川委員の議事参与になっています。終わるまで、規則にありますとおり、退席をお願いいたします。
	(3番前川委員退席)
議長	それでは、議案第3号3番について、説明をいたします。

事務局	【議案第3号3番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書3ページに記載されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは担当委員から、補足説明をお願いいたします。
24番	説明いたします。この案件につきましては、去る8月23日、杉本委員、加藤委員、事務局とで現地を確認しました。周辺農地への影響はないと考えております。詳細については、事務局の説明のとおりでございます。宜しくお願ひいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第3号3番は原案のとおり決しました。 (3番前川委員着席)
議長	それでは次に、議案第3号4番について、説明をいたします。
事務局	【議案第3号4番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添農地法第3条調査書4ページに記載されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは担当委員から、補足説明をお願いいたします。
16番	説明いたします。この案件につきましては、去る8月22日、小原委員、齊藤委員、事務局とで現地を確認しました。周辺農地への影響はないと考えております。なお詳細については、事務局の説明のとおりでございますので宜しくお願ひいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】

議長	異議なしとします。よって、議案第3号4番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第3号5番について、説明をいたします。
事務局	【議案第3号5番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書5ページに記載されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
8番	説明いたします。この案件は、去る8月23日、杉本委員、加藤委員、事務局とで現地を確認しました。周辺農地への影響はないと考えております。なお詳細については、事務局の説明のとおりでございますので宜しくお願ひいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第3号5番は原案のとおり決しました。
議長	次に提案される議案が、高橋委員の議事参与になっています。終わるまで、規則にありますとおり、退席をお願いいたします。
	(13番高橋委員退席)
議長	それでは、議案第3号6番について、説明をいたします。
事務局	【議案第3号6番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書6ページに記載されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
8番	説明いたします。この案件は、去る8月23日、杉本委員、加藤委員、事務局とで現地を確認しましたが、周辺農地への影響はないと考えております。詳細については、事務局の説明のとおりでございますので宜しくお願ひいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)

議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第3号6番は原案のとおり決しました。 (13番高橋委員着席)
議長	それでは次に、議案第3号7番について、説明をいたします。
事務局	【議案第3号7番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書7ページに記載されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
5番	説明いたします。去る8月23日、杉本委員、加藤委員、事務局とで現地を確認しました。周辺農地への影響はないと考えております。なお詳細については、事務局の説明のとおりでございますので宜しくお願ひいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第3号7番は原案のとおり決しました。
議長	それでは次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第4号1番について、説明をいたします。
事務局	【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件の申請地は農業用施設である、倉庫の建設を伴う転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから、問題ないと考えております。なお立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添審査表に記載されているとおりでございますのでよろしくお願ひいたします。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

20番	説明いたします。この案件は倉庫建設に伴う転用でございます。申請地であります、忠類共栄4-4につきましては、農家住宅の建設も計画されている土地であり去る7月24日、農振除外案件として小原委員、齊藤委員、事務局とで現地を確認してまいりました。周辺農地への影響はないと考えております。なお詳細については、事務局の説明のとおりでございますので宜しくお願ひいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第4号1番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。第5号1番を説明いたします。
事務局	【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、農機具置場の建設を目的とする転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから、問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添審査表に記載されているとおりでございますので宜しくお願ひいたします。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
12番	説明いたします。この案件につきましては、去る8月23日、杉本委員、加藤委員、事務局とで現地を確認してまいりました。周辺農地への影響はないと考えております。詳細については、事務局の説明のとおりでございますので、宜しくお願ひいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第5号1番は原案のとおり決しました。

議長	次に、議案第5号2番について、説明をいたします。
事務局	【議案第5号2番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件の申請地は農業用施設である牛舎及びパーラー等の建設に伴う転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから、問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添、審査表に記載されているとおりでございますので宜しくお願ひいたします。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
23番	説明いたします。この案件につきましては、牛舎及びパーラー等の建設に伴う農業用施設整備を目的とした転用でございます。去る8月22日、小原委員、東口委員、事務局とで現地を確認しましたが、周辺農地への影響はないと考えております。詳細については、事務局の説明のとおりでございます。宜しくお願ひいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第5号2番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第6号「現況証明について」を、議題といたします。議案第6号1番を説明いたします。
事務局	【議案第6号1番について、議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
21番	説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。去る8月23日、杉本委員、加藤委員、事務局とで現地を確認していただいて、農地・採草放牧地以外ということで確認をいただいておりますので宜しくお願ひいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)

議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第6号1番は、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第6号1番は原案のとおり決しました。
議長	次の案件は前川委員が議事参与になっておりますから終わるまで、規則にありますとおり、退席をお願いいたします。 (3番前川委員退席)
議長	それでは議案第6号2番について、説明をいたします。
事務局	【議案第6号2番について、議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
24番	説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。去る8月23日、杉本委員、加藤委員、事務局とで現地を確認していただき、農地・採草放牧地以外ということで確認をいただいております。宜しくお願ひいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第6号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第6号2番は原案のとおり決しました。 (3番前川委員着席)
議長	次に、議案第6号3番について、説明をいたします。
事務局	【議案第6号3番について、議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
16番	説明します。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。8月22日、小原委員、齊藤委員、事務局とで農地・採草放牧地以外ということで確認をいただいております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第6号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって、議案第6号3番は原案のとおり決しました。

議長 議案は以上で全部終了いたしました。これをもちまして、第26回農業委員会総会を閉会します。

上記の会議の顛末を記たることに相違ないことを証明するためにここに署名、押印する。

議事録署名委員

3番 印

5番 印

議長 印